

令和 2 年 6 月 1 2 日

各 関 係 機 関 の 長 様

広島県農林水産局長  
(農 業 技 術 課)

令和 2 年度病害虫発生予察情報注意報第 1 号について (通知)

このことについて、次のとおり発表します。

---

## 令和 2 年度病害虫発生予察情報注意報第 1 号

令和 2 年 6 月 1 2 日  
広島県農林水産局

【 作 物 名 】 果樹全般 (かき, かんきつ, なし, ぶどう, もも, りんご等)

【 病害虫名 】 果樹カメムシ類 (チャバネアカカメムシ, ツヤカメムシ, クサギカメムシ)

1 適用地域 県内全域

2 今後予想される発生量 多

3 防除時期 収穫期まで

### 4 根 拠

(1) 令和元年度に実施した越冬量調査におけるチャバネアカカメムシの捕獲地点率が 44.1%, 1 か所あたり虫数は 0.9 頭となり, 過去 10 年と比較して最も多かった (図 1)。

(2) 県内 5 地点にチャバネアカカメムシ集合フェロモントラップ設置しており, 3 地点においては, 5 月第 6 半旬から 6 月第 1 半旬にかけて誘殺数が急増し, 注意報発表年度 (平成 22, 24 及び 26 年度) 以上に多くなっている (図 2)。

残りの 2 地点においても, 誘殺数 (5 月第 1 半旬から 6 月第 1 半旬まで) は増加し, 注意報発表年並に多い (図 3)。

### 5 防除上の注意事項

(1) カメムシ類は移動性が高く, 飛来は園地間差が大きいいため, 夕方または早朝にほ場周辺も含めて巡回し, ほ場への飛来が認められたら早急に防除する。

なお, 果樹カメムシ類は夜行性であるため, 薬剤防除の時間帯としては, 夕方が最も効果的である。

- (2) 果樹カメムシ類の加害は長期間に及ぶため、継続してほ場の観察に努め、防除実施後も園地への飛来が認められる場合には、追加の防除を実施する。
- (3) なしやもも等の有袋栽培では、袋掛け作業を早めを実施する。なお、袋をかけても、果実が肥大して果実袋に密着すると、袋の上から吸汁されることがあるので注意する。
- (4) 合成ピレスロイド系の農薬は天敵への影響が大きいため、連用するとハダニ類、カイガラムシ類の発生が多くなるので注意する。
- (5) 黄色蛍光灯はチャバネアオカメムシに対して忌避効果があるため、設置している園では、薬剤防除を徹底した上で、早期に点灯する。
- (6) 薬剤散布については、農薬使用基準（使用量、希釈倍数、使用時期、使用回数等）を遵守するとともに、周辺作物への飛散防止対策を徹底する。
- (7) なお、最新の農薬情報は、農林水産省ホームページ「農薬コーナー」の「農薬登録情報検索システム (<http://www.acis.famic.go.jp/searchF/vtllm001.html>)」を参照する。

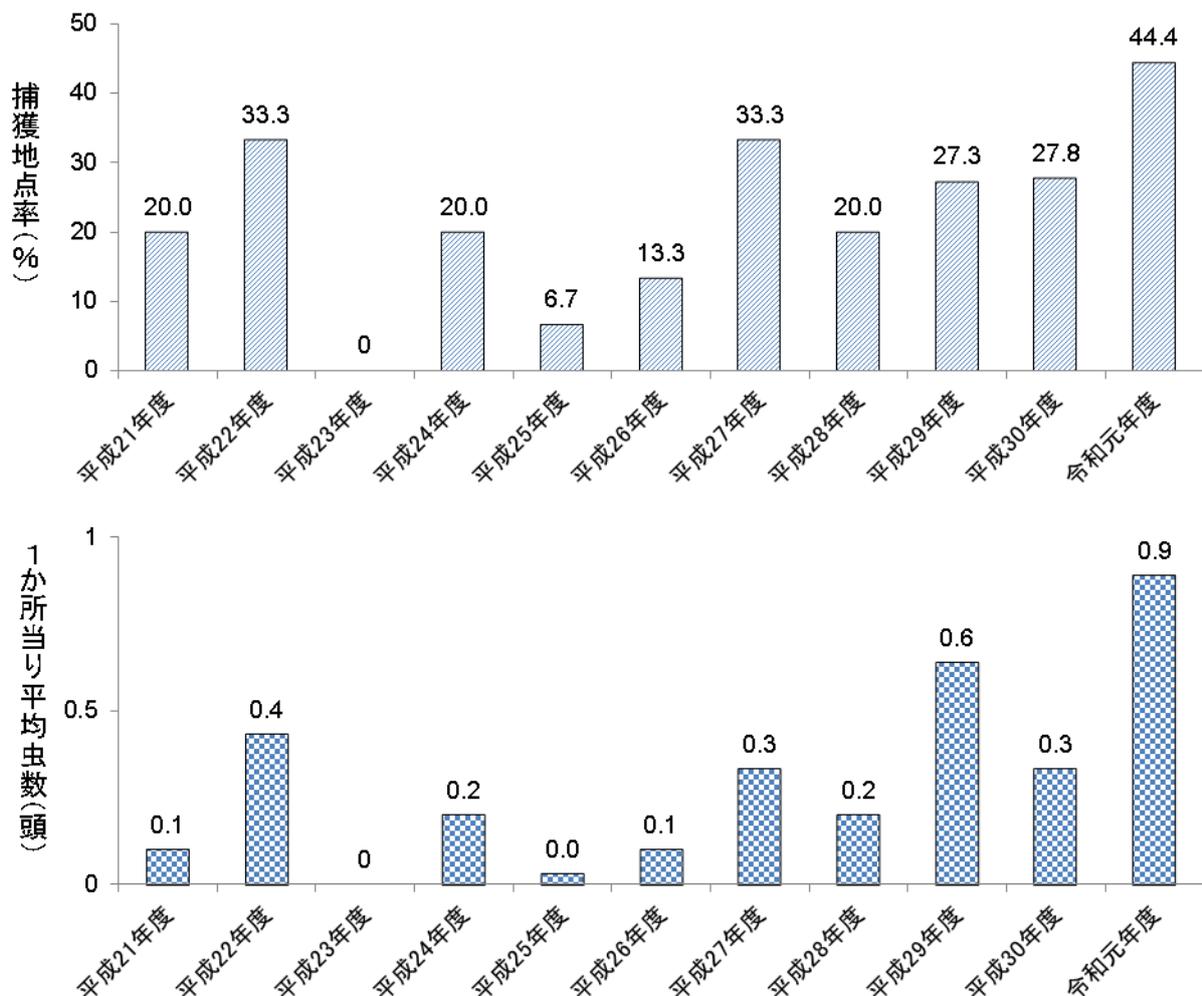


図1 チャバネアオカメムシ越冬量調査結果（上：捕獲地点率，下：1か所当たり平均虫数）

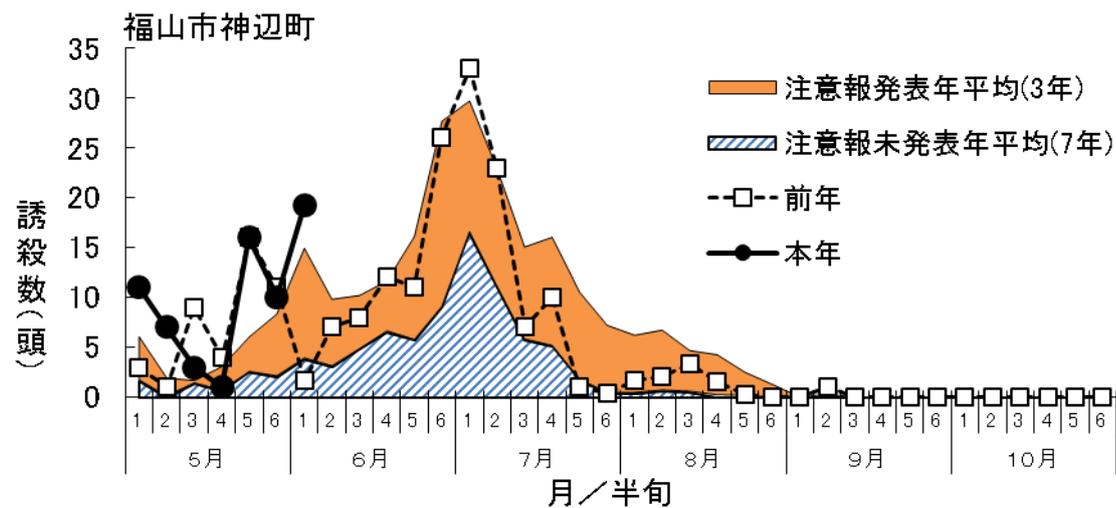
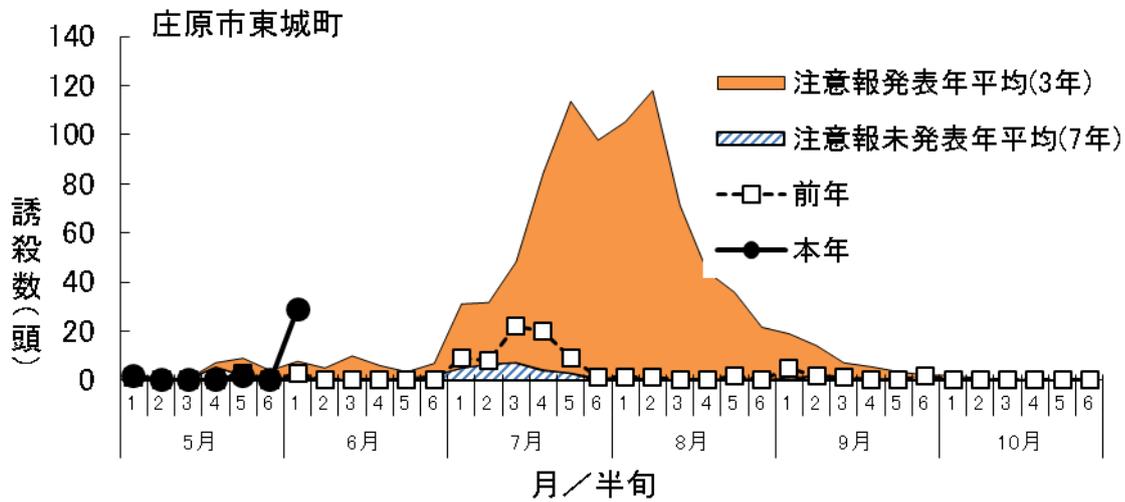
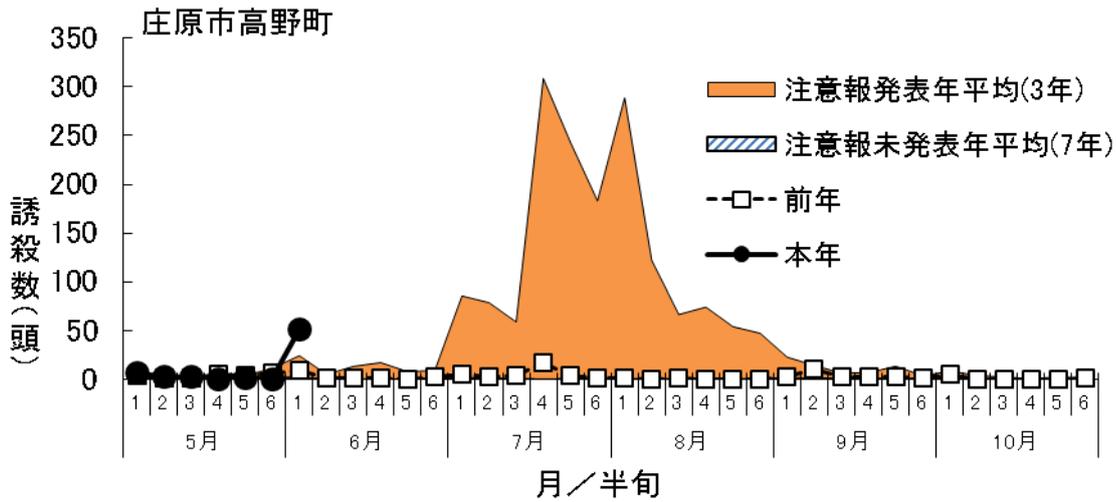


図2 チャバネアオカメムシの集合フェロモントラップへの誘殺状況

注1：注意報発表年とは、過去10年のうち注意報を発表した平成22、24、26年の平均値

注2：注意報未発表年とは、過去10年のうち注意報を発表していない年の平均値

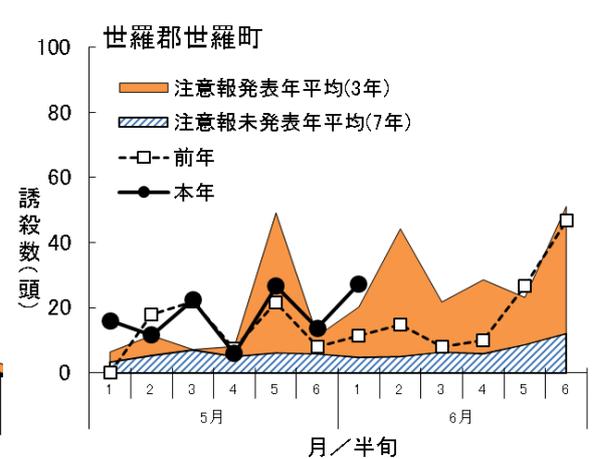
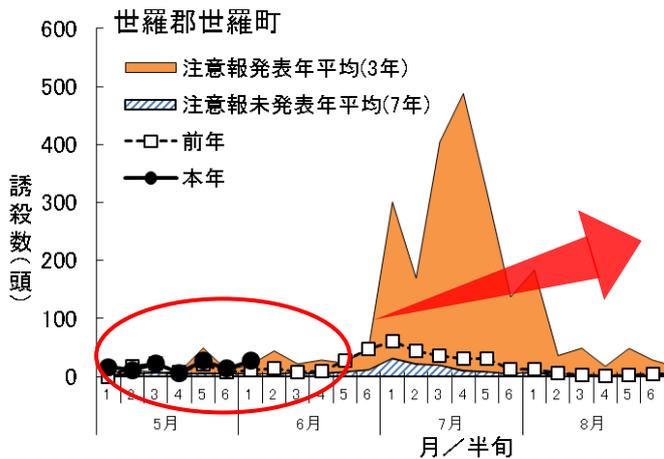
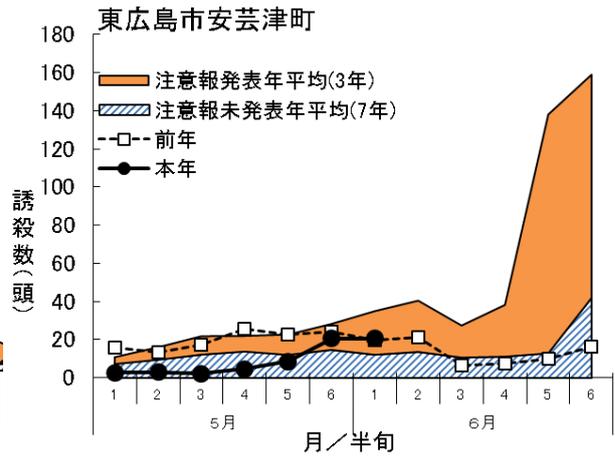
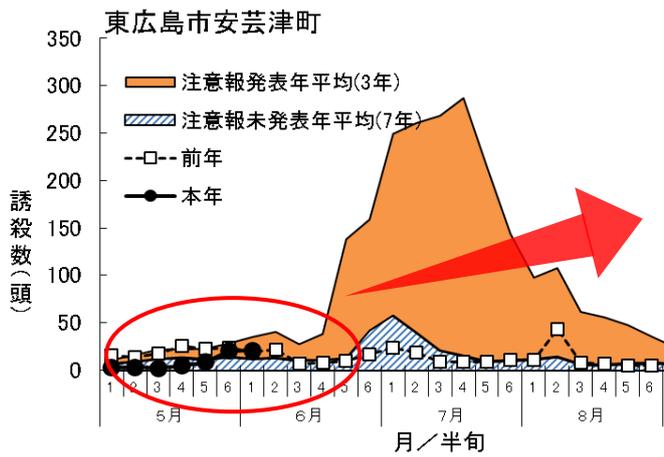


図3 チャバネアオカメムシの集合フェロモントラップへの誘殺状況

注1：注意報発表年とは、過去10年のうち注意報を発表した平成22、24、26年の平均値

注2：注意報未発表年とは、過去10年のうち注意報を発表していない年の平均値



図4 チャバネアオカメムシ



図5 ツヤアオカメムシ (幼虫)



図6 クサギカメムシ



図7 果樹カメムシ類による被害果実 (なし)

○市町は、この情報を生産団体等関係者へ伝達のこと。  
○詳細は、農業技術課 (082-513-3559), 西部農業技術指導所 (082-420-9662), 県立総合技術研究所農業技術センター果樹研究部 (0846-45-1225) へ問い合わせること。  
○この情報は、広島県ホームページに掲載している。  
掲載アドレス (<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/198/syokubou-t.html>)